

蕨市民の皆さま！！

蕨市ふれあい交流宿泊費助成金のご案内

蕨市ふれあい交流宿泊費助成制度 をぜひご利用ください！

群馬県片品村、栃木県大田原市 及び 山梨県笛吹市に宿泊する蕨市民へ、宿泊費の一部を助成します。

蕨市ではなかなか体験することのできない豊かな自然や文化と触れ合いませんか？
お手続き方法等は以下を要チェック！！ ※交付申請書兼請求書は裏面にあります。

助成額は … 1人1泊につき、宿泊費の2分の1以内
上限1,500円
※ただし、1年度内2泊が限度



●令和8年7月1日より、宿泊日から1年以内の申請が対象となります●

お手続きの流れ

① 申請書の用意

裏面の用紙に、申請者・助成対象宿泊者名・利用期日などの必要事項を、ご自身で記入。

② 宿泊証明

記入した申請書を利用施設へ持参し、宿泊先から証明をもらう。

③ 申請

宿泊後、**1年**以内に蕨市市民生活部商工観光課へ申請書と領収書の写しを提出する。

④ 完了

決定のお知らせをお届けするほか、申請書に記入された口座に、助成金を振り込みます。

対象

- ・宿泊時点で蕨市に住民登録がある方。
- ・旅館業法に定められた施設での宿泊で、政治・宗教活動や仕事上の出張等ではないもの。



お問い合わせ

蕨市 市民生活部 商工観光課（蕨市中央5-14-15 蕨市役所3階）

☎ 048-433-7750